

福井市立幼稚園入園希望児の保護者の皆様へ

平成 27 年度からの福井市立幼稚園の保育料について

日ごろから本市の幼稚園教育に深い御理解を賜りまして、厚く御礼申し上げます
さて、平成 27 年度から国の子ども子育て支援新制度が施行されるのに伴い、本市立幼稚園も施設型給付の対象となり、児童は教育標準時間認定（1号認定）を受け、保護者が施設（事業者）と契約する公的契約となります。

これに伴い、子ども・子育て支援法の規定により、平成 27 年度からの保育料（利用者負担額）は保護者の世帯の所得に応じた額になります。

先に国から示された基準では市町村民税所得割額により段階的に設定され、この額を上限として各市町村において保育料の基準額を決定することとなっています。本市におきましても、市立ならびに私立幼稚園の保育料の基準額をそれぞれの所管課にて検討しているところです。

しかし、本市における保育料の基準額の決定及びお知らせの時期が今年度末になる予定です。大変御迷惑をおかけすることとなりますが、御理解を賜りますとともに、入園申込にあたっての検討材料としていただきたいと存じます。

なお、教材費、給食費、PTA会費等については、これまでと同様、実費徴収分として別途御負担いただくこととなりますので、御了承ください。

1号認定に係る支給認定申請書については、入園申込書と併せて提出してください。

新制度の施行に伴い、本市立幼稚園においても、より質の高い教育内容を検討してまいりますので、一層の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

〒910-8511 福井市大手3丁目10-1

福井市教育委員会 学校教育課

TEL0776-20-5350